

二 家事事件手続法の一部改正

1 特別養子縁組を二段階の審判によって成立させるものとし、父母による養子となるべき者の監護が著しく困難である等の要件がある場合に、第一段階の審判として、特別養子適格の確認の審判をすることができ。

2 特別養子適格の確認の審判の手続においてされた養子となるべき者の父母の同意は、その同意をした日から一定期間を経過した後は撤回することができない。

3 第二段階の審判である特別養子縁組の成立の審判における養子となるべき者は、特別養子適格の確認の審判を受けた者でなければならない。

4 養子となるべき者の父母は、特別養子縁組の成立の審判の手続に参加することができない。

三 児童福祉法の一部改正

児童相談所長は、自ら特別養子適格の確認の審判の申立てをすることができるとともに、養親となるべき者が同審判の申立てをした場合には、その審判の手続に参加することができる。

四 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。